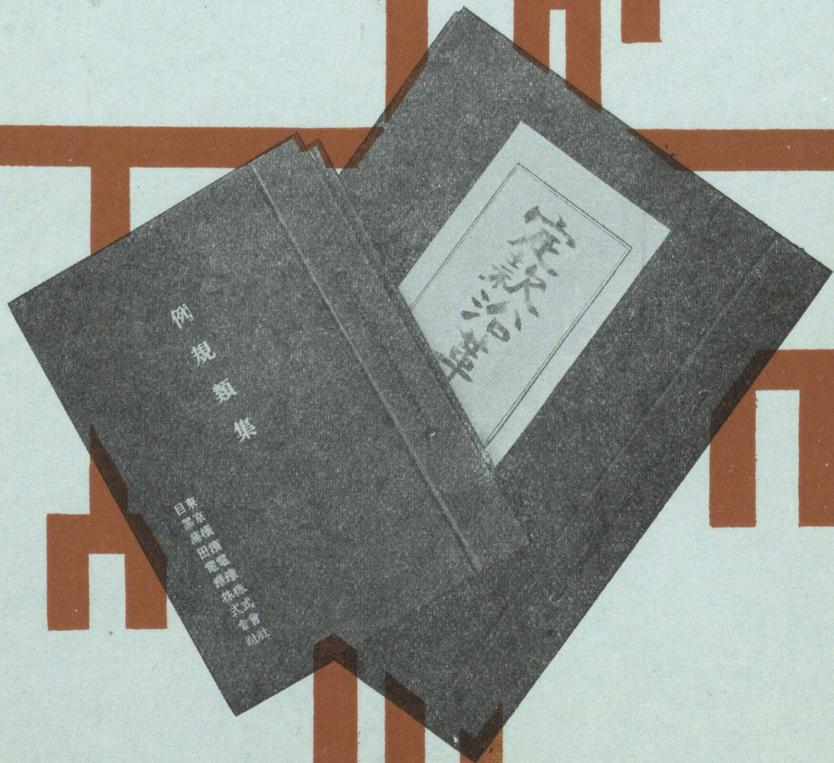


第三編
組織



第一章 定 款

定款の沿革に就ても、田園都市會社、目蒲電鐵及び舊東横電鐵の順序に各社創立當初作成せられたものを掲げ、次に改正變更を年次を追ふて簡記し、終りに目蒲、東横兩社合併後に於ける現行のものを示してをく事とした。

第一節 田園都市株式會社

會社創立後に於ける定款は七回に亘つて改正されたが、その主なるものは電氣鐵道の敷設及び電燈電力の供給業を新に追加したること、これ等の事業遂行に要する資本の増加であつた。尤も減資に依る定款變更があるが、これは姉妹會社たる目黒蒲田電鐵株式會社へ合併する爲めの減資であつて、經營の行詰り打開策としてこれをなすものとは全然趣を異にしてゐた。

一 創立當初の定款

第壹章 總 則

第 壹 條 當會社ハ田園都市株式會社ト稱ス

第 貳 條 當會社ハ本店ヲ東京市ニ置ク

第 參 條 當會社營業ノ目的ハ左ノ如シ

一 市街地ノ經營

二 不動産ノ賣買賃貸及其仲介

三 土木建築工事設計請負及監督

四 前各項ノ目的ヲ達スル爲メ之ニ關聯セル諸般ノ事業ヲ營ミ又ハ是等ノ事業ニ出資ス
ルコト

第 四 條 當會社ノ公告スヘキ事項ハ東京市ニ於テ發行スル時事新報ニ掲載ス

第 貳 章 資 本 及 株 式

第 五 條 當會社ノ資本ハ金五拾萬圓ニシテ之テ壹萬株ニ分チ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス

第 六 條 當會社ノ株券ハ記名式ニシテ壹株券拾株券及五拾株券ノ參種トス

第 七 條 當會社株金拂込ノ時期及其金額ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第 八 條 株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ其拂込期日ノ翌日ヨリ拂込濟ノ日迄金壹百圓ニ付壹日

金四錢ノ割合ヲ以テ遲延利息ヲ支拂ヒ且其遲延ノ爲ニ生シタル費用ヲ支拂フヘシ

第 九 條 株券ヲ毀損シタル者又ハ株券ヲ分合セントスル者ハ其株券ニ請求書ヲ添へ新株券ト
ノ交換ヲ求ムルコトヲ得

第 拾 條 株券ヲ滅失シタル者ハ其事由ヲ詳記シタル書面ニ保證人貳名以上連署シテ新株券交

付ノ請求ヲ爲スヘシ此場合ニ於テハ當會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ其旨ヲ公告シ參拾日間ヲ經過シ一切ノ故障ナキモノト認メタルトキハ新株券ヲ交付シ爾後舊株券ヲ無効トス

第拾壹條

第九條及第拾條及其他ノ場合ニ於テ新株券ヲ交付スルトキハ新株券壹通ニ付費用トシテ金參拾錢ヲ請求者ヨリ徴收ス

第拾貳條

株式ヲ讓渡スルトキハ當會社所定ノ書面ヲ以テ名義ノ書換ヲ請求スヘシ

第拾參條

株主氏名ヲ變更シタルトキ又ハ法律ノ作用ニ由リ株式ヲ取得シタル者ハ適法ノ證明書ヲ添へ名義書換ヲ請求スヘシ

株主住所ヲ變更シタルトキ又ハ行政區劃ノ變更ニ由リ其住所ヲ改稱セラレタルトキハ遲滯ナク之ヲ當會社ニ通知スヘシ

第拾四條

株主又ハ其法定代理人ハ印鑑ヲ當會社ニ届出ツヘシ其之ヲ變更シタルトキ亦同シ株主外國ニ居住スルカ又ハ日本ニ住所ヲ有スルモ當會社本店ヨリ郵便到達日數七日以内ノ地域ニアラサルトキハ此地域内ニ代理人ヲ定メ當會社へ届出ツヘシ

第拾五條

株式ノ名義書換ハ毎年六月一日及十二月一日ヨリ定時株主總會終結ノ日迄之ヲ停止ス

第參章 取締役及監査役

第拾六條 當會社ニ取締役六名以内及監査役參名以内ヲ置キ總會ニ於テ貳百株以上ヲ有スル株主中ヨリ之ヲ選任ス

第拾七條 取締役ノ任期ハ就任後第六回監査役ノ任期ハ就任後第四回ノ定時株主總會終結ノ時ヲ以テ終了スルモノトス

第拾八條 取締役又ハ監査役ニ缺員アルモ法定ノ人員ヲ缺カサルトキハ次ノ總會迄補缺選舉ヲ延期スルコトヲ得但補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス取締役又ハ監査役ノ定員數増加ノ爲メ新ニ選舉セラレタル者ノ任期ハ其選舉當時ニ於ケル現任者ノ殘任期間トス

第拾九條 取締役ノ互選ヲ以テ社長壹名專務取締役壹名ヲ定ム但事務ノ都合ニ依リ專務取締役ヲ置カサルコトアルヘシ

第貳拾條 社長ハ當會社ヲ代表シ事務ヲ總理ス專務取締役ハ社長ヲ補佐シテ會社ノ業務ヲ掌理シ且社長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第貳拾壹條 取締役ハ各自其所有株式貳百株ヲ監査役ニ供託スヘシ

第貳拾貳條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第貳拾參條 取締役ハ其協議ヲ以テ相談役ヲ置クコトヲ得

第貳拾四條 定時株主總會ハ毎年六月及十二月ノ兩度ニ之ヲ開ク

但初期ノ決算ヲ次期ノ決算ト併合スル場合ニハ初期ノ決算期ニ關スル定時株主總會ハ之ヲ開カス

第貳拾五條 總會ノ議長ハ取締役之ニ任ス

第貳拾六條 總會ノ議長ハ會議ヲ延期シ會場ヲ變更スルコトヲ得

第貳拾七條 總會ニ於テ決議ヲ爲スニ當リ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第貳拾八條 株主ハ代理人ヲ以テ其議決權ヲ行フコトヲ得但其代理人ハ當會社ノ株主タルコトヲ要ス

第貳拾九條 總會ニ於テ議決シタル事項ハ決議録ニ記載シ議長及貳名以上ノ出席株主署名捺印シテ之ヲ當會社ニ保管ス

第五章 計 算

第參拾條 當會社ハ一年ヲ二期ニ分チ毎年五月參拾壹日及拾壹月參拾日ヲ決算期トス

但初期ノ決算ニ限リ次期ノ決算ト併合スルコトヲ得

第參拾壹條 毎決算期間ニ於ケル總收入金額中ヨリ諸經費及各種消却金等ヲ控除シタル殘額ヲ利

益金トシテ左ノ如ク處分ス

一 法定積立金 利益金ノ百分ノ五以上

一 役員賞與金 同 百分ノ拾以內

一株主配當金 若干

前項規定ノ外ニ特別ノ積立ヲ爲シ又ハ次期へ繰越スコトヲ妨ケス

第參拾貳條 利息又ハ利益配當金ノ支拂期日ヲ株主ニ通知シタル後參ケ年內ニ支拂ノ請求ナキ時

ハ其配當請求權ヲ失フ

第參拾參條 當會社ノ利息又ハ利益配當金ハ每決算期末日最終現在ノ株主ニ屬スルモノトス

第參拾四條 當會社ハ開業ヲ爲スニ至ル迄株式拂込金額(資本増加ニ依ルモノヲモ含ム)ニ對シ年

五分ノ利息ヲ株主ニ配當ス

附 則

第參拾五條 當會社ノ負擔ニ歸スヘキ創立費ハ貳千圓以內トス

第參拾六條 當會社ノ發起人ノ住所氏名左ノ如シ

東 京 市 日 本 橋 區 兜 町 二 番 地

澁 澤 榮 一 印

東 京 市 本 鄉 區 元 町 一 丁 目 五 番 地

中 野 武 營 印

東 京 市 京 橋 區 銀 座 四 丁 目 八 番 地

服 部 金 太 郎 印

東京府荏原郡品川町大字北品川宿二百二十三番地

緒 明 圭 造 印

東京市日本橋區小網町一丁目十一番地

柿 沼 谷 雄 印

東京市麴町區下二番町四十二番地

伊 藤 幹 一 印

東京市日本橋區濱町二丁目十四番地

星 野 錫 印

東京市日本橋區蠣殼町三丁目二番地

市 原 求 印

東京府豊多摩郡澁谷町大字中澁谷三百十五番地

竹 田 政 智 印

右定款

大正七年八月二十七日作成ス

二 改正 及び 變更

第一回 大正八年八月二十八日臨時株主總會にて第五條を左の如く改む

「當會社ノ資本金ハ壹百萬圓ニテ之ヲ二拾萬株ニ分チ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス」

第二回 大正九年一月三十日臨時株主總會にて左の如く改む

第三條 當會社ノ目的ハ左ノ如シ

- 一、市街地ノ經營
- 二、不動産ノ賣買賃貸及其仲介
- 三、土木建築工事ノ設計及監督
- 四、前各項ノ目的ヲ達スル爲メ之レニ關聯セル諸般ノ事業ヲ營ミ又ハ是等ノ事業ニ出資スル

コト

前記四項ノ外土地開拓ニ必要ナル左ノ電氣鐵道ノ敷設及電燈電力ノ供給ヲ爲スコト

- 一、東京府荏原郡大井町院線大井町停車場附近ヲ起點トシ同郡調布村ニ到ル間ニ地方鐵道ヲ敷設シ一般旅客及貨物ノ運輸ヲ爲スコト

二、當會社經營ノ市街地域内ニ電燈電力ノ供給ヲ爲スコト

第五條 當會社ノ資本金ハ五百萬圓ニシテ之レヲ拾萬株ニ分テ壹株ヲ金五拾圓トス

第六條 當會社ノ株券ハ記名式ニシテ壹株券、拾株券及百株券ノ三種トス

第三回改正 大正十年六月三十日定時株主總會にて左の如く改正す

第三條 當社ノ營業ノ目的左ノ如シ

- 一、市街地ノ經營
- 二、不動産ノ賣買賃貸及其仲介

三、土木建築工事ノ設計請負及監督

四、地方鐵道法ニ據リ電氣鐵道ヲ敷設シ一般旅客及貨物ノ運輸

五、電燈電力ノ供給

六、電氣器具機械ノ賣買貸付

七、前各項ノ目的ヲ達スル爲メ之ニ關聯セル諸般ノ事業ヲ營ミ又ハ之等ノ事業ニ出資スルコ

ト

第四回 大正十二年六月二十七日定時株主總會にて第二條中「東京市」を「東京府荏原郡碑衾村」とせ
るは本社ノ移轉に依る

第五回 大正十五年十月二日臨時株主總會にて左の如く改正す

第五條 當會社ノ資本ハ金參百萬圓ニシテ之ヲ六萬株ニ分チ壹株ヲ金五拾圓トス

附 則

大正十五年十月三日ヨリ資本減少ノ登記ノ日ニ至ル迄ノ間ハ株式ノ名義書換ヲ停止スルモノト
ス

但五株又ハ五株ノ倍數ニ當ル株式ニ付テハ此限ニ非ス

第六回 昭和元年十二月廿八日定時株主總會にて左の如く改正す

大正十五年十二月二日臨時株主總會ニテ可決セル定款附則ヲ第三拾七條トシ其ノ但書ヲ左ノ通

リ變更ス

但シ大正十五年十二月十日現在ノ株主ニシテ其所有株式中同年十月二日ノ當會社臨時株主總會ノ決議ニ依リ資本減少ノ爲メ銷却セラルヘキ株式ヲ當會社ニ提供シタル者ノ所有株式ニ付テハ此限ニ非ス

第七回 昭和二年十月三日臨時株主總會にて目黒蒲田電鐵株式會社へ合併するに及びその前提として左の變更をなす

第五條 當會社ノ資本ハ金壹百五拾萬圓ニシテ之ヲ參萬株ニ分チ壹株ヲ金五拾圓トス
附則(省略す)

第二節 目黒蒲田電鐵株式會社

一、創立當初の定款

第壹章 總 則

第壹條 本會社ハ目黒蒲田電鐵株式會社ト稱ス

第貳條 本會社ノ目的ハ左ノ如シ

- 一、電氣鐵道ヲ敷設シ旅客及貨物ノ運輸ヲ爲スコト
- 二、以上ノ目的ヲ達スルニ必要ナル附帶業務

第參條 本會社ノ資本金ハ金參百五拾萬圓トス

第四條 本會社ハ本店ヲ東京市ニ置ク

第五條 本會社ノ公告ハ東京市ニ於テ發行スル時事新報ヲ以テ之ヲ爲ス

第貳章 株式

第六條 株式總數ヲ七萬株トシ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス

第七條 株券ハ記名式トス

第八條 第壹回拂込株金額ハ壹株ニ付キ金五圓トシ第貳回以後ノ拂込ハ取締役ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ其拂込期日ノ翌日ヨリ拂込當日マテ金壹百圓ニ付壹日金四錢ノ割合ヲ以テ遲延利息ヲ支拂ヒ且ツ其遲延ノ爲メ生シタル一切ノ損害ヲ賠償スヘキモノトス

第九條 株主又ハ其法定代理人ハ其氏名住所及印鑑ヲ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ外國ニ住所ヲ有スル株主ハ日本ニ於ケル假住所又ハ代理人ヲ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第十條 株式名義ノ書換又ハ株券ノ分合若シクハ再交付ノ請求ヲ爲スモノハ當會社所定ノ手續ヲ履ミ且ツ其費用ヲ支拂フヘシ

第十壹條 本會社ハ株主總會ノ終結ニ至ル迄株式名義ノ書換ヲ停止スルコトヲ得

第參章 株 主 總 會

第拾貳條 定時株主總會ハ毎年六月及拾貳月ノ兩度ニ之ヲ招集ス

第拾參條 株主カ代理人ヲ以テ其議決權ヲ行ハントスルトキハ他ノ出席株主ニ限り之ヲ代理人ト爲スコトヲ得

第拾四條 總會ノ決議ハ法律ニ別段ノ規定アル場合ノ外出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス可同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第拾五條 總會ノ議長ハ取締役之ニ任ス取締役ノ全員事故アルトキハ出席株主中ヨリ之ヲ選任ス

第拾六條 其日ノ議事ヲ終了スルコト能ハサル場合ニ限り議長ハ會議ヲ延長シ又ハ會場ヲ變更スルコトヲ得

第拾七條 總會ノ決議事項ハ決議錄ニ記載シ議長及出席株主貳名以上之ニ署名スヘシ

第四章 役 員

第拾八條 役員ハ之ヲ左ノ如ク定ム

取締役 五名以内

監査役 參名以内

第拾九條 取締役及監査役ハ壹百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ之ヲ選任ス選舉ノ際得票同數ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ決ス

第貳拾條 任期ハ其選任取締役ニ在リテハ第六回監査役ニ在リテハ第四回ノ定時株主總會終結

マテトス

補缺選舉ニ依リテ就任シタルモノノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第貳拾壹條 取締役カ監査役ニ供託スヘキ株券ノ員數ハ壹百株トス

第貳拾貳條 取締役ノ互選ヲ以テ社長及專務取締役ヲ置クコトヲ得

社長ハ會社ヲ代表ス社長缺員ノトキハ專務取締役會社ヲ代表ス

第貳拾參條 取締役ノ決議ヲ以テ相談役又ハ顧問ヲ置クコトヲ得

第五章 計 算

第貳拾四條 本會社ノ決算期ハ毎年五月及拾壹月ノ末日トス

第貳拾五條 每期總益金ヨリ營業上一切ノ費用及損失ヲ控除シタル殘額ヲ純益金トシ之ヲ左ノ如

ク處分ス

一、法定積立金 百分ノ五以上

一、別途積立金 若 干

一、役員賞與金 百分ノ十以内

一、株主配當金 若 干

一、後期繰越金 若 干

第貳拾六條 株主配當金ハ毎決算期日ニ於ケル株主名簿現在ノ株主ニ對シテ之ヲ配當ス

第貳拾七條 本會社ハ監督官廳ヨリ敷設認可ヲ得タル鐵道線路ノ全線開業ヲ爲スニ至ル迄ハ年五分以内ノ利息配當ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

第六章 附 則

第貳拾八條 本會社ノ負擔ニ歸スベキ創立費ハ金壹千圓以内トス

第貳拾九條 發起人ノ住所氏名及其引受ケタル株式數ハ左ノ如シ

一、壹百株 東京府荏原郡入新井町新井宿千參百參拾七番地 矢野 恒 太 印

一、壹百株 東京市日本橋區蠣殼町參丁目貳番地 市 原 求 印

一、壹百株 東京府豊多摩郡澁谷町大字下澁谷千七百拾貳番地 竹 田 政 智 印

一、壹百株 東京市麴町區平河町五丁目貳拾六番地 篠 原 三 千 郎 印

一、壹百株 東京府荏原郡品川町大字北品川參百拾六番地 澁 澤 秀 雄 印

一、壹百株 東京府豊多摩郡澁谷町大字上澁谷百參拾六番地 五 島 慶 太 印

右定款

大正拾壹年六月貳日作成

一、壹百株

東京府荏原郡品川町大字北品川貳百貳拾參番地
緒明圭造 印

一、壹百株

東京市麴町區下二番町四拾貳番地
伊藤欣二 印

二、改正及び變更

第一回 一、大正拾壹年九月二日創立總會にて第拾八條を變更し取締役を「六名以内」とす。

第二回 一、大正十一年十月二日臨時株主總會にて第貳拾貳條第壹項改正。(社長、專務取締役を置く) 第二十七條を削除。

第三回 一、大正十二年五月七日臨時株主總會にて第貳條第壹項第壹號の次に壹號を追加し、貳號を參號に繰りさぐ。電力供給事業を經營することとす。

第四條中本社所在地を「東京府荏原郡」に改正。

第四回 一、大正十三年三月一日臨時株主總會にて、第參條中資本金を五百萬圓に改正。第六條中「七萬株」を「拾萬株」と改正。

第四條中「東京市」を「東京府荏原郡大崎町」に改正す。

第五回

一、大正十四年六月廿四日定時株主總會にて第二條中「二、電力、電燈及電熱ノ供給竝ニ電氣機械器具ノ販賣及貸付ヲ營ムコト」に、「三、以上ノ目的ヲ達スルニ必要ナル附帶業務」とあるを、「三、以上ノ目的ヲ達スルニ必要ナル他ノ事業ニ投資スルコト竝ニ附帶業務ヲ營ムコト」と改正す。

第六回

一、大正十五年六月廿九日定時株主總會にて

第參條「本會社ノ資本金ハ金壹千壹百萬圓トス」

第六條「株式總數ヲ貳拾貳萬株トシ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス」

右に改正す。

第七回

一、昭和二年十月三日臨時株主總會にて

第貳條第貳項の次に左の四項を加へ第參項を第七項に改む。

三、住宅地ノ經營竝土地家屋ノ賃貸及賣買ヲ爲スコト

四、自動車ニ依ル一般運輸業

五、食堂經營及日用品ノ販賣

六、娛樂機關ノ經營

第參條中資本金を「壹千參百貳拾五萬圓」と改む。

第六條中「貳拾六萬五千株」と改む。

第拾條の貳及參を改む。

第六章附則以下全部削除す。

第八回 一、昭和二年十二月二十八日定時株主總會にて第參條資本金を「壹千四百七拾五萬圓」に改正。

第六條株式總數を「貳拾九萬五千株」に變更。

一、同日

第參條 資本金額を「金壹千參百貳拾五萬圓」に

第六條 總株數を「貳拾六萬五千株」と改む。

第九回 一、昭和三年五月廿三日臨時株主總會にて、第貳拾貳條に壹項を加ふ。即ち

「取締役ノ互選ヲ以テ常務取締役壹名ヲ置クコトヲ得」

第十回 一、昭和九年五月二十四日臨時株主總會にて

第四條「本會社ハ本店ヲ東京市ニ置ク」

第貳拾條「任期ハ其選任後取締役ニ在リテハ第六回監査役ニ在リテハ第四回ノ定時株主總會終結マテトス」

補缺選舉ニ依リ當選就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期トシ又増員選舉

ニ因ル當選者ノ任期ハ他ノ同職者ノ現任期間トス」

に改正す。

第十一回 一、昭和九年六月貳拾八日定時株主總會にて第參條中資本金額「壹千七百拾萬圓」に、

第六條中總株數「參拾四萬貳千株」に改正

第十二回 一、昭和十一年十二月二十四日定時株主總會にて

「第貳拾貳條 取締役ノ互選ヲ以テ社長、專務取締役、常務取締役各壹名ヲ置クコトヲ得」と改正。

第十三回 一、昭和十二年六月二十五日定時株主總會にて

第五條中「時事新報」とあるを「中外商業新報」と改正す。

第貳拾貳條中「社長、專務取締役各壹名及常務取締役若干名」と改正。

第十四回 一、昭和十二年九月六日臨時株主總會にて

第參條中資本金を「參千萬圓」に

第六條中總株數を「六拾萬株」に改正。

第十五回 一、昭和十四年六月二十六日定時株主總會にて

「第貳條 本會社ノ目的ハ左ノ如シ

一、鐵道ヲ敷設シ旅客及貨物ノ運輸ヲ爲スコト

二、電氣ノ供給並電氣機械器具ノ販賣及貸付ヲ爲スコト

三、住宅地ノ經營、土地家屋ノ賃貸及賣買並土地家屋ヲ抵當トスル金錢貸付ヲ爲スコト

四、自動車ニ依ル一般運輸業ヲ營ムコト

五、食堂ノ經營ヲ爲スコト

六、物品陳列販賣業（デパートメントストア）輸出入業、卸賣業、寫眞業、藥品、賣藥、化粧品並賣藥部外品ノ製造販賣又ハ請賣販賣業、度量衡器並計量器ノ販賣業、清涼飲料水ノ製造販賣業及以上ノ業務ニ附隨スル製造工業ヲ營ムコト

七、營業診療所ノ經營ヲ爲スコト

八、娛樂機關ノ經營ヲ爲スコト

九、砂利ノ採集及販賣ヲ爲スコト

十、以上ノ目的ヲ達スルニ必要ナル他ノ事業ニ投資スルコト並ニ附帶業務ヲ營ムコト

ト改正す

第參條中資本金「七千貳百五拾萬圓」に

第六條中總株數「百四拾五萬株」に

第八條中「取締役九名以内」

に改正す

第十六回 一、昭和十四年十月十六日臨時株主總會にて

商號を「東京横濱電鐵株式會社」と改稱す

第十七回 一、昭和十四年十二月廿六日定時株主總會にて新商法に依る改正をなす。

現 行 定 款

第一章 總 則

第一條 本會社ハ東京横濱電鐵株式會社ト稱ス

第二條 本會社ノ目的ハ左ノ如シ

一、鐵道ヲ敷設シ旅客及貨物ノ運輸ヲ爲スコト

二、電氣ノ供給竝電氣機械器具ノ販賣及貸付ヲ爲スコト

三、住宅地ノ經營土地家屋ノ賃貸及賣買竝土地家屋ヲ抵當トスル金錢貸付ヲ爲スコト

四、自動車ニ依ル一般運輸業ヲ營ムコト

五、食堂ノ經營ヲ爲スコト

六、物品陳列販賣業（デパートメント・ストア）輸出入業、卸賣業、寫眞業、藥品、賣藥、化

粧品竝賣藥部外品ノ製造販賣又ハ請賣販賣業、度量衡器竝計量器ノ販賣業、清涼飲料水ノ製

造販賣業及以上ノ業務ニ附隨スル製造工業ヲ營ムコト

七、營業診療所ノ經營ヲ爲スコト

八、娛樂機關ノ經營ヲ爲スコト

九、砂利ノ採集及販賣ヲ爲スコト

十、以上ノ目的ヲ達スルニ必要ナル他ノ事業ニ投資スルコト並ニ附帶業務ヲ營ムコト

第三條 本會社ノ資本金ハ金七千貳百五十萬圓トス

第四條 本會社ハ本店ヲ東京市ニ置ク

第五條 本會社ノ公告ハ東京市ニ於テ發行スル中外商業新報ヲ以テ之ヲ爲ス

第二章 株式

第六條 本會社ノ株式總數ハ百四拾五萬株トシ壹株ノ金額ヲ金五十圓トス

第七條 本會社ノ株券ハ記名式トシ壹株券、拾株券、五十株券、及百株券ノ四種トス

第八條 第貳回以後ノ株金拂込ノ時期、方法、金額等ハ取締役ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ其ノ拂込期日ノ翌日ヨリ拂込當日マテ金壹百圓ニ付壹日金四錢ノ割合ヲ以テ遲延利子ヲ支拂ヒ且ツ其ノ遲延ノ爲メ生シタル一切ノ損害ヲ賠償スヘキモノトス

第九條 株主カ株券ノ呈示ヲ爲サスシテ所有株式中ノ一部ノ拂込ヲ爲サムトスルトキハ其ノ拂込ムヘキ株券ヲ指定スルコトヲ要ス其ノ指定ヲ爲ササルトキハ本會社ニ於テ適宜其ノ拂込

ヲ充當スヘキ株券ヲ指定ス

第十條 株主又ハ其ノ法定代理人ハ其ノ氏名住所及印鑑ヲ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

外國ニ住所ヲ有スル株主ハ日本ニ於ケル假住所又ハ代理人ヲ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

前二項ノ規定ハ質權登錄ノ場合ノ質權者ニ之ヲ準用ス

第十一條 株券ノ裏書ニ依リ株式ヲ取得シタル場合ニ於テ名義書換ヲ請求スル者ハ本會社所定ノ請求書ニ被裏書人記名捺印シ株券ヲ添ヘテ提出スヘシ

裏書以外ノ方法ニ因リ株式ヲ取得シタル場合ニ於テ名義書換ヲ請求スル者ハ本會社所定ノ請求書ニ双方連署ノ上株券ヲ添ヘテ提出スヘシ

相續遺贈又ハ法律上ノ手續ニ因リ株式ヲ取得シタル者名義書換ヲ請求スル場合ニハ本會社所定ノ請求書ニ其ノ取得ヲ證スヘキ書類及株券ヲ添ヘテ提出スヘシ

前項ノ規定ハ氏名變更、商號變更其ノ他之ニ準スル場合ニ之ヲ準用ス

第十二條 株券ノ毀損又ハ種類變更ノ爲メ新株券ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ本會社所定ノ請求書ニ舊株券ヲ添ヘテ提出スヘシ

株券ヲ喪失シタル爲メ新株券ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ本會社所定ノ請求書ニ除權判決ノ正

本又ハ謄本ヲ添ヘテ提出スヘシ

第十三條 株式ヲ質權ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ質權ノ登録又ハ其ノ抹消ヲ請求スル者ハ本會社所定ノ請求書ニ株券ヲ添ヘテ提出スヘシ

第十四條 株券ノ再交付ヲ請求スル者ハ株券壹枚ニ付金五拾錢、名義書換、質權登録並ニ抹消其ノ他株主名簿ノ更正ヲ請求スル者ハ株券壹枚ニ付金拾錢ヲ手數料トシテ本會社ニ支拂フヘシ

第十五條 本會社ハ株主總會前參拾日以内ノ期間ニ於テ當該株主總會ノ終結ニ至ル迄株式名義ノ書換、質權登録並ニ其ノ抹消ヲ停止スルコトヲ得

第三章 株主總會

第十六條 本會社ノ定時株主總會ハ毎年六月及拾貳月之ヲ招集ス

第十七條 株主カ代理人ヲ以テ其ノ議決權ヲ行ハントスルトキハ他ノ出席株主ニ限り之ヲ代理人ト爲スコトヲ得

第十八條 株主總會ノ決議ハ法律ニ別段ノ規定アル場合ノ外出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第十九條 株主總會ノ議長ハ取締役之ニ任ス取締役ノ全員事故アルトキハ出席株主中ヨリ之ヲ選任ス

第二十條 株主總會ノ議長ハ其ノ日ノ議事ヲ終了スルコト能ハサル場合ニ限り株主總會ノ決議ヲ以テ會議ヲ延長シ又ハ會場ヲ變更スルコトヲ得

第二十一條 株主總會ノ議事ハ之ヲ議事録ニ記載シ議長並ニ出席シタル取締役及監査役之ニ署名スヘシ

第四章 役 員

第二十二條 本會社ノ役員ハ之ヲ左ノ如ク定ム

取締役 九名以内

監査役 參名以内

第二十三條 取締役ノ互選ヲ以テ取締役社長、專務取締役各壹名及常務取締役若干名ヲ置クコトヲ得

取締役社長ハ會社ヲ代表ス

第二十四條 取締役及監査役ノ任期ハ其ノ選任後取締役ニ在リテハ第六回監査役ニ在リテハ第四回ノ定時株主總會終結マテトス

補缺選舉ニ依リ當選就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期トシ又増員選舉ニ因ル當選者ノ任期ハ他ノ同職者ノ現任期間トス

第二十五條 取締役及監査役ハ株主總會ニ於テ本會社ノ株式五百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ之

ヲ選任ス選舉ノ際得票同數ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ決ス

第二十六條 取締役ハ在任中其ノ所有ニ係ル本會社ノ株式五百株ヲ監査役ニ供託スヘシ但シ此ノ株式ハ退任スルモ株主總會ニ於テ其ノ在任中取扱ヒタル事務ノ承認アリタル後ニ非サレハ之ヲ返付セス

第二十七條 本會社ノ取締役ハ同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ取締役ニ就任スルコトヲ妨ケス

第二十八條 取締役ノ決議ヲ以テ相談役又ハ顧問ヲ置クコトヲ得

第五章 計 算

第二十九條 本會社ノ決算期ハ毎年五月及拾壹月ノ末日トス

第三十條 每期總益金ヨリ營業上一切ノ費用及損失ヲ控除シタル殘額ヲ純益金トシ之ヲ左ノ如ク處分ス

一、法定積立金 百分ノ五以上

一、別途積立金 若干

一、役員賞與金 百分ノ拾以內

一、株主配當金 若干

一、後期繰越金 若干

第三十一條 株主配當金ハ毎決算期末日ニ於ケル株主名簿現在ノ株主又ハ株式ノ質權者ニ之ヲ配

當ス新ニ拂込ミタル株金ニ對スル配當金ハ拂込期日ノ翌日ヨリ計算ス

第三十二條 株主又ハ株式ノ質權者カ本會社ニ於テ配當金支拂通知發送後滿五ケ年間其ノ請求ヲ爲ササルトキハ右配當金ハ本會社ノ取得ニ歸スルモノトス

第三節 舊東京橫濱電鐵株式會社

一、武藏電氣鐵道株式會社定款

第壹章 總 則

第 壹 條 當會社ハ武藏電氣鐵道株式會社ト稱シ本店ヲ東京市ニ置ク

第 貳 條 當會社ハ東京府豊多摩郡澁谷村字廣尾町天現寺橋ヲ起點トシ荏原郡目黒村、碑衾村

池上村、調布村、神奈川縣橋樹郡中原村、旭村、子安村、橫濱市字平沼ヲ經テ官設鐵道平沼

停車場ニ達スルヲ本線トシ又荏原郡調布村字下沼部ヨリ分岐シ池上村、蒲田村ヲ經テ官設鐵

道蒲田停車場ニ達スルヲ第壹支線トシ鐵道ヲ敷設シテ運輸事業ヲ營ムヲ目的トス

第 參 條 當會社ノ資本金總額ハ金參百五拾萬圓トス

第 四 條 當會社ノ存立時期ハ設立ノ日ヨリ滿五拾ケ年トス

第 五 條 當會社ノ公告ハ所轄登記所ノ公告ヲ爲ス新聞紙ニ之ヲ掲載ス

第貳章 株 式

第 六 條 當會社ノ株式ハ七萬株トシ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス

第七條 當會社ノ株券ハ記名式トシ壹株券、拾株券、五拾株券ノ參種トス

第八條 株式ノ讓渡ニ因リ名義ノ書換ヲ請求スルモノハ當會社所定ノ書式ニ依リ雙方連署ノ書面ニ其株券ヲ添ヘテ差出スヘシ

相續遺贈又ハ法律上ノ手續ニ因ル株式取得ノ名義書換ヲ請求スルモノハ當會社所定ノ書式ニ依リ且ツ其取得ヲ證スヘキ書面ニ其株券ヲ添ヘテ差出スヘシ

本條ノ場合ニ於ケル名義書換ノ手数料ハ株券壹枚ニ付金五錢トス

第九條 株券ノ毀損又ハ分合ノ爲メ新株券ノ交付ヲ請求スルモノハ當會社所定ノ書式ニ依リ其株券ヲ添ヘテ差出スヘシ

株券ノ喪失ニ因リ再發行ヲ請求スルモノハ當會社所定ノ書式ニ依リ其請求ヲナスヘシ會社ハ其事實ノ證明ヲ得タル後其旨ヲ請求者ノ費用ヲ以テ參日以上公告シ尙參拾日ヲ經テ他ヨリ故障ノ申出ナキトキノ外新株券ヲ交付セス

本條ノ場合ニ於ケル再發行ノ手数料ハ株券壹枚ニ付金拾錢トス

第十條 株主ハ住所及印鑑ヲ當會社ニ届置クヘシ氏名住所又ハ印鑑變更ノ場合ニ於テ亦同シ外國居住ノ株主ハ日本國內ニ假住所又ハ代理人ヲ定メ當會社ニ届置クヘシ其變更アリタルトキモ亦同シ

第十壹條 毎計算期最終日ノ翌日ヨリ其期ノ定時總會ヲ終ルマテ株式ノ名義書換ヲ停止ス

第參章 總 會

第拾貳條 當會社ノ定時總會ハ毎年五月、拾壹月ノ兩度ニ之ヲ招集ス

第拾參條 株主總會ノ議事ハ法律ニ反對ノ規定アル場合ノ外出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第拾四條 株主總會ノ會長ハ社長之ニ任ス社長事故アルトキハ他ノ取締役之ヲ代理ス

第拾五條 株主ハ代理人ヲ以テ其議決權ヲ行使スルコトヲ得ヘシト雖モ株主ニアラサルモノヲ以テ代理人トナスコトヲ得ス

第拾六條 株主總會ノ議事ハ其要領ヲ記錄シ會長及出席株主貳名以上之ニ連署シテ會社ニ備置クヘシ

第四章 役 員

第拾七條 當會社ノ役員ハ左ノ如シ

取締役 五名以上八名以内

監査役 貳名以上四名以内

取締役ノ互選ヲ以テ社長壹名常務取締役壹名ヲ置ク

第拾八條 取締役及監査役ハ株主總會ニ於テ當會社株式壹百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ之ヲ選任ス得票同數ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ決ス

第拾九條 役員ノ任期ハ取締役參ケ年監査役壹ケ年トス

第貳拾條 取締役カ其任期中監査役ニ供託スヘキ株數ハ壹百株トス

第貳拾壹條 社長ハ會社ヲ代表シ定款及取締役會ノ決議ニ基キ會社全般ノ業務ヲ統理ス

第貳拾貳條 常務取締役ハ社長ヲ補佐シ常務ニ從事ス

第貳拾參條 役員中缺員ヲ生シタルトキハ臨時株主總會ヲ開キ補缺選舉ヲ爲ス其補缺員ノ任期ハ

前任者ノ殘期トス但法定ノ員數ヲ缺カス現任者ニ於テ事務ニ差支ナシト認ムルトキハ次ノ改選期マテ補缺選舉ヲ延期スルコトヲ得

第五章 計 算

第貳拾四條 當會社ノ計算期ハ每六ケ月トシ壹ケ年ヲ五月ヨリ拾月マテ拾壹月ヨリ四月マテノ貳

回トス

第貳拾五條 每計算期間ニ生シタル總收入金ヨリ諸稅、營業上一切ノ經費及損失ヲ控除シタル殘

額ヲ以テ利益金トシ左ノ順序ニ從ヒ分配ス

一、準備積立金 利益金百分ノ五以上十以內

二、役員賞與金 同百分ノ五以上十以內

三、株主配當金

但計算ノ都合ニヨリ別途積立金又ハ後期ニ繰越金ヲ爲スコトヲ得

第貳拾六條 株主配當金ハ各計算期末日最終ノ株主ニ之ヲ配當ス

附 則

第貳拾七條 株金拂込ノ時期、方法、金額等ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第貳拾八條 株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ニハ其拂込期限ノ翌日ヨリ拂込ヲ爲シタル當日又ハ失權

株式競落當日ニ至ル迄金百圓ニ付壹日金四錢ノ割合ノ延滯利息及ヒ爲メニ生スル費用ヲ賠償

セシム

第貳拾九條 當會社ハ第壹回株金拂込ノ翌日ヨリ營業開始ノ日マテ株式拂込金額ニ對シ壹ケ年百

分ノ五ノ利息ヲ配當スルコトヲ得

第參拾條 當會社ノ負擔ニ歸スヘキ設立費用ハ金壹萬五千圓ヲ以テ限度トス

右作成候也

明治四拾貳年拾月貳拾五日

發 起 人

岡田 治衛武 印 賀田 金三郎 印 有 久 勝 平 印

根津 嘉一郎 印 有地品之允 印 宮 部 襄 印

佐竹 作太郎 印 高 木 豊三 印 野 田 豁 通 印

村 井 貞雄 印 恒 松 隆慶 印 佐分利 一 嗣 印

廣澤金次郎 印	松尾清次郎 印	横山一平 印
小野金六 印	田中重次郎 印	藤金作 印
改野耕三 印	渡邊福三郎 印	下條正雄 印
小山田信藏 印	湯川忠顯 印	佐々木幸見 印
本間嘉輔 印	池田與一 印	小野治太郎 印
		外三十八名

以上の定款中明治四十三年六月二十二日の創立總會にて左の如く補足改正を行ひ、こゝに基礎が築かれたのである。

第拾壹條に左の一項を補足す。

「臨時總會ノ場合ニ於テハ一週間以前ヨリ其總會ヲ終ルマテ株式ノ名義書換ヲ停止ス」

第十七條中

「取締役五名以上八名以内」を「取締役七名以内」と

「監査役二名以上四名以内」を「監査役四名以内」と改む

(二) 改正變更年次

イ、武藏電鐵時代

- 制定(假定款)……………明治三十九年十一月十日
- 第一回右改訂……………明治四十年三月十日
- 第二回右改訂……………明治四十二年十月二十五日
- 第三回補足變更し確定す……………明治四十三年六月二十二日(創立總會にて)
- 第四回變更……………明治四十四年七月三日(臨時株主總會にて通過線路關係)
- 第五回變更……………明治四十五年四月二十九日(臨時株主總會にて)通過線路關係
- 第六回變更……………明治四十五年五月二十八日(定時株主總會にて)附帶事業及び役員任期に就き
- 第七回變更……………大正元年八月十五日(臨時株主總會にて)線路關係
- 第八回變更……………大正元年十一月二十八日(定時株主總會にて)資本増加の件
- 第九回變更……………大正三年十一月三十日(定時株主總會にて)通過線路地點に就き
- 第十回變更……………大正四年七月八日(臨時株主總會にて)輕便鐵道の文字加入の件
- 第十一回變更及削除……………大正四年十二月二十七日(臨時株主總會にて)資本金減額其他
- 第十二回變更及削除……………大正六年五月七日(臨時株主總會にて)輕便鐵道に目的を變更
- 第十三回改正及削除……………大正六年五月三十一日(定時株主總會にて)資本増減及び公告揭示の
新聞指定等
- 第十四回改正……………大正六年七月十七日(臨時株主總會にて)附帶事業に關し追加の件

第十五回變更……………大正六年十一月三十日（定時株主總會にて）輕便鐵道を廢止し鐵道とす其他
第十六回修正……………大正八年十二月二十一日（臨時株主總會にて）岡田治衛武氏等の經營を引受
け男爵郷誠之助氏、渡邊勝三郎氏等が經營するに當り必要上修正せるものにして武藏電鐵更
正第一期に入りし時なり。

第十七回變更及削除……………大正十一年七月十日（定時株主總會にて）線路關係
口、舊東橫電鐵時代

第十八回改正……………大正十三年十月二十五日（臨時株主總會にて）武藏電鐵を東京橫濱電鐵株式
會社と改稱し、矢野恒太氏社長に、五島慶太氏專務取締役就任し、新銳の意氣を以て邁進
經營するに當り必要上改正す。即ちわが東京橫濱電鐵株式會社の定款基礎はここに於て確定
す。

第十九回變更……………昭和二年六月二十九日（定時株主總會にて）資本金増加（壹千百萬圓とす）
第二十回變更……………昭和二年十二月二十八日（定時株主總會にて）自動車に依る一般運輸業及食
堂經營に付營業の目的變更す。

第二十一回改正……………昭和三年五月二十三日（臨時株主總會にて）第二十一條取締役の互選を以
て常務取締役一名を置く。

第二十二回變更……………昭和九年六月二十八日（定時株主總會にて）百貨店經營に付營業の目的變

更増加

第二十三回變更……………昭和十一年六月二十六日（定時株主總會にて）事業の目的即ち「電氣鐵道ヲ敷設シ」を「鐵道ヲ敷設シ」に變更。資本金額の増加（壹千五百萬圓とす）

第二十四回變更……………昭和十一年十一月十四日（臨時株主總會）資本金額の増加（參千萬圓とす）

第二十五回改正……………昭和十一年十二月二十四日（定時株主總會にて）社長、專務取締役、常務取締役を置くにつき改正す。

第二十五回改正……………昭和十二年三月二十四日（臨時株主總會にて）會社公告掲載の新聞たりし時事新報社閉社につき中外商業新報に變更のため。

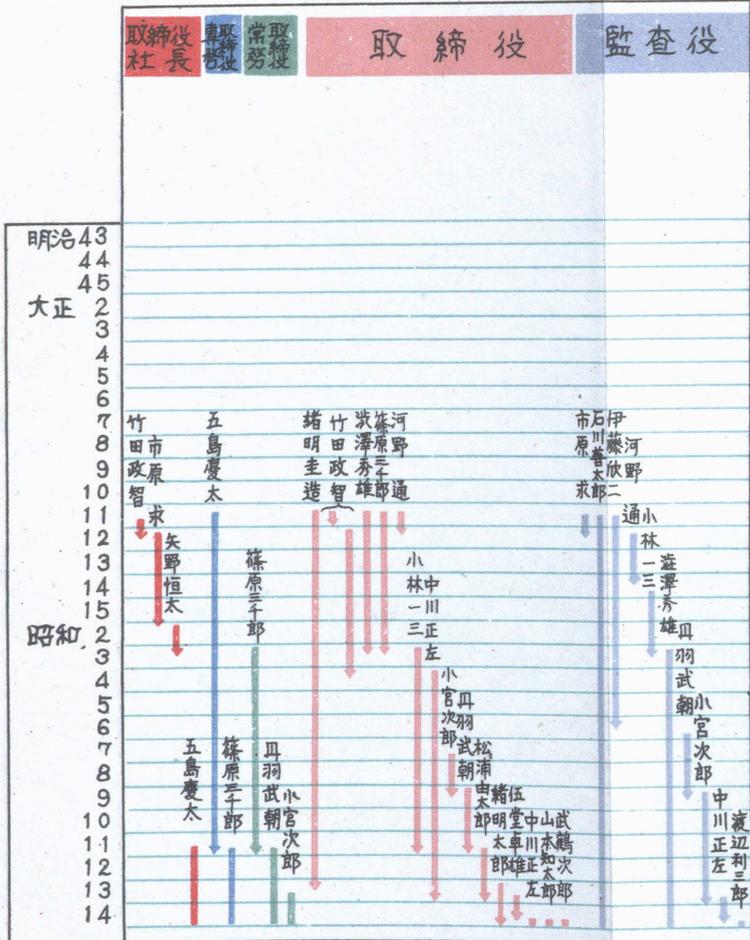
社長、專務取締役、常務取締役各一名とあるを社長、專務取締役各一名、常務取締役若干名に變更のため。

第二十六回變更……………昭和十二年六月二十五日（定時株主總會にて）資本金増加（參千萬圓を四千貳百五十萬圓とす）

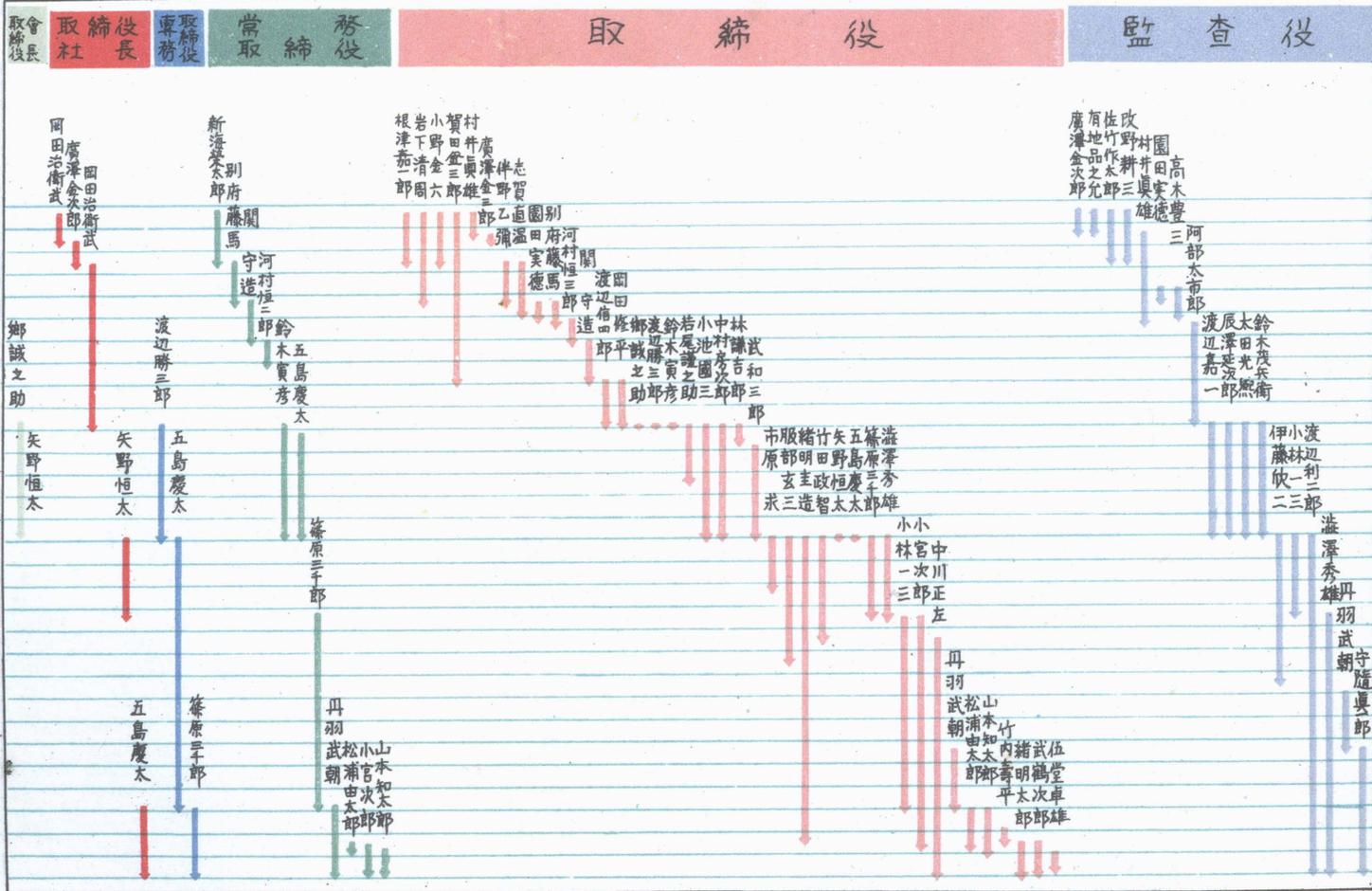
第二十七回變更……………昭和十二年十二月二十四日（定時株主總會にて）「取締役八名以内」とあるを「取締役九名以内」と改めしにつき。

東横電鐵役員異動表

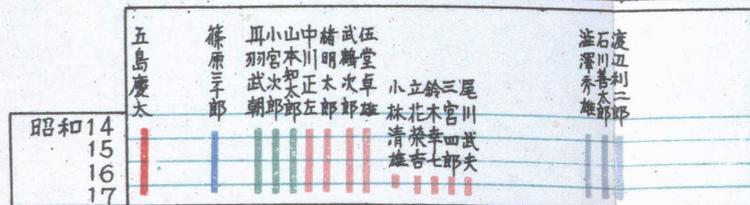
舊日蒲電鐵役員異動表



舊東横電鐵役員異動表



新東横電鐵役員異動表



註 大正十三年十月武蔵電鐵社名改稱
昭和十四年十月一日日蒲東横合併

凡例

- 取締役社長
- 取締役専任
- 取締役常務
- 取締役
- 監査役

第二章 役員

第一節 異動

一、田園都市株式會社

創立以來足掛け十年間に異動した當社役員を見るに、取締役にて延員十一名（内社長三名、専務取締役一名）監査役に於て延員七名でその詳細は別表の如くである。

二、目黒蒲田電鐵株式會社

當社役員の異動交迭數は會社創立より昭和十四年末まで取締役三十名（内社長四名、専務取締役二名、常務取締役四名）監査役十名でその詳細は別表に示してある。武藏電鐵を傘下に收め、東横電鐵と改稱後の當社代表者は東横電鐵の代表者をも兼ね、他の役員も大體兩社兼務を以て推移して來た。

三、舊東京横濱電鐵株式會社

武藏電鐵時代から昭和十四年末に至る迄の當社役員員の異動中取締役六十一名（内會長二名、社長五名、専務取締役三名、常務取締役十一名）監査役十八名に及んで詳細は別表の如くである。

田園都市株式會社役員移動表

役名	氏名	就任年月日	辭任及轉任年月日	備考
取締役社長	中野 武營	大正七、九、二	大正七、一〇、九	死亡
同	市原 求	大正一二、六、二七	昭和二、三、二〇	死亡
同	矢野 恒太	昭和二、四、一四	昭和三、五、五	目蒲電鐵に合併に付辭任
專務取締役	竹田 政智	大正七、九、二	大正一二、六、二七	取締役に轉任
取締役	服部 金太郎	同	大正一〇、九、二〇	辭任
同	柿沼 谷雄	同	大正九、一、二三	死亡
同	緒明 圭造	同	昭和三、五、五	目蒲電鐵に合併に付辭任
同	星野 錫	同	同	同
同	澁澤 秀雄	大正九、一、三〇	同	同
同	篠原 三千郎	大正一〇、六、三〇	同	同
同	竹田 政智	大正一二、六、二七	同	同
監査役	伊藤 幹一	大正七、九、二	大正一一、五、二八	死亡
同	市原 求	同	大正一二、六、二七	取締役社長に轉任
同	中野 岩太	大正九、一、三〇	大正九、六、二九	辭任

同	伊藤 欣二	大正一一、六、二八	昭和三、五、五	目蒲電鐵に合併に付辭任
同	濱口 録之助	大正一二、二、二五	同	同
同	河野 通	大正一三、六、二七	大正一四、二、二四	辭任
同	市原 求	昭和二、四、一四	昭和三、五、五	目蒲電鐵に合併に付辭任

目蒲電鐵役員異動表

役名	氏名	就任年月日	辭任及轉任年月日	備考
取締役社長	竹田 政智	大正一一、一〇、二	大正一二、六、二七	取締役に轉任
同	市原 求	大正一二、六、二七	昭和二、三、二〇	死亡
同	矢野 恒太	昭和二、四、一四	昭和三、五、七	辭任
同	五島 慶太	昭和一一、二、二四	昭和一一、二、二四	昭和一一、一〇、一六東横を合併し同時に商號變更
專務取締役	五島 慶太	昭和一一、二、二四	昭和一一、二、二四	取締役社長に轉任
同	篠原 三千郎	昭和一一、二、二四	昭和一一、二、二四	昭和一一、一〇、一六東横を合併同時に商號變更
常務取締役	篠原 三千郎	昭和三、五、二三	昭和一一、二、二四	專務取締役に轉任
同	丹羽 武朝	昭和一一、二、二四	昭和一一、二、二四	昭和一一、一〇、一六東横を合併同時に商號變更
同	松浦 由太郎	昭和一一、二、二四	昭和一一、一〇、二九	死亡
同	小宮 次郎	昭和一一、二、二四	昭和一一、一〇、二九	昭和一一、一〇、一六東横を合併同時に商號變更
取締役	緒明 圭造	大正一一、九、二	昭和一一、三、四、六	死亡

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
鈴木幸七	立花榮吉	小林清雄	武鶴次郎	山本知太郎	中川正左	伍堂卓雄	緒明太郎	松浦由太郎	丹羽武朝	小宮次郎	中川正左	小林一三	河野通	篠原三千郎	澁澤秀雄	竹田政智
同	同	昭和一六、一二、二六	同	同	昭和一四、一〇、一六	昭和一二、一〇、一六、二六	昭和一二、一三、一六、二七	昭和一一、一二、二四	昭和九、六、二八	昭和七、一二、二七	昭和四、六、二八	昭和三、五、二三	同	同	大正一一、九、二	同
右	右		右	右								右	右			右
						昭和一二、一四、八、三〇		昭和一二、一三、九、二六	昭和一一、一二、二四	昭和九、六、二一	昭和一二、一三、一〇、四	昭和一一、一一、二九	大正一二、六、二七	昭和一二、三、五、二三	昭和一二、三、五、七	大正一一、一〇、六、二
			同	同	當選就任 時に商號變更	辭任	昭和一二、一四、一〇、一六東横 を合併同時に商號變更	同	常務取締役 に轉任	辭任後 監査役に轉任	辭任	辭任	監査役に 轉任	常務取締 役に轉任	辭任後 監査役に轉任	取締役社 長に轉任 死亡

役名	氏名	就任年月日	辭任及轉任年月日	備考
取締役會長	男爵 鄉誠之助	大正八、一二、二六	大正一三、一〇、七	辭任
同	矢野恒太	大正一三、一〇、七	大正一三、一〇、二五	定款改正に依り社長に就任

舊東横電鐵役員異動表

同	渡邊利二郎	昭和一四、一〇、一六	昭和一二、一四、三〇	當選就任東横を合併同時に商號變更
同	中川正左	昭和一二、二二、二四	昭和一二、一三、三〇	辭任
同	小宮次郎	昭和九、六、二八	昭和一二、一三、三〇	辭任
同	丹羽武朝	昭和六、一二、二八	昭和九、六、二八	取締役に轉任
同	澁澤秀雄	昭和三、五、二三	昭和一二、一四、一〇、一六東横を合併同時に商號變更	辭任後取締役に就任
同	小林一三	大正一四、一二、二六	昭和一二、一三、二七	辭任
同	河野通	大正一二、六、二七	大正一四、四、一	辭任
同	伊藤欣二	同	昭和六、六、一二	死亡
同	石川善太郎	同	同	取締役社長に轉任
監查役	市原求夫	大正一一、九、二	大正一二、六、二七	昭和一二、一四、一〇、一六東横を合併同時に商號變更
同	尾川武夫	同	同	同
同	三宮四郎	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	取	同	同
														締		
														役		
男爵 郷誠之助	岡田修平	渡邊信四郎	關守造	河村恒二郎	別府藤馬	園田實徳	志賀直温	伴野乙彌	伯爵 廣澤金次郎	村井眞雄	賀田金三郎	小野金六	岩下清周	根津嘉一郎	山本知太郎	小宮次郎
大正八、一二、二一	同	大正六、一一、三〇	大正五、一、三一	大正四、二、二二	大正三、六、一九	大正三、六、一八	同	明治四五、七、二五	明治四四、五、二九	同	同	同	同	明治四三、六、二二	昭和一二、二、二四	昭和一二、九、二六
	右						右			右	右	右	右			
大正八、一二、二六	同	大正八、一二、三一	大正六、一一、八	大正五、二、一	大正四、六、一二	大正四、一、一八	大正三、一〇、二八	大正三、四、三〇	明治四四、七、三	明治四四、五、二九	大正六、一一、六	明治四五、七、二五	大正三、四、三〇	明治四五、七、二五	同	昭和一二、一四、一〇、一六
	右														右	
取締役會長に轉任	辭任	辭任	辭任	常務取締役に轉任	辭任	辭任	辭任	辭任	取締役社長に轉任	辭任	辭任	辭任	辭任	辭任	同	目蒲電鐵に合併に付辭任
															右	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
渡邊勝三郎	鈴木寅彦	若尾謹之助	小池國三	中村房次郎	林謙吉郎	武和三郎	市原求	服部玄三	緒明圭造	竹田政智	矢野恒太	五島慶太	篠原三千郎	澁澤秀雄	小林一三	小宮次郎
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右
同	同	大正一一、四、五	大正二三、一〇、七	同	大正九、八、二七	大正二三、一〇、七	昭和二、三、二〇	昭和五、六、一六	昭和二三、四、六	昭和四、六、六	大正二三、一〇、二五	同	昭和三、五、二三	昭和三、五、七	昭和一一、一一、二九	昭和二三、九、二六
專務取締役 に轉任	常務取締 役に轉任	辭任	辭任	辭任	死亡	辭任	死亡	辭任	死亡	死亡	取締役社 長に轉任	專務取締 役に轉任	常務取締 役に轉任	辭任後監 査役に轉任	辭任	常務取締 役に轉任

同	同	同	同	同	同	同	同	同
守隨真一郎	丹羽武朝	澁澤秀雄	渡邊利二郎	小林一三	伊藤欣二	鈴木茂兵衛	太田光熙	辰澤延次郎
昭和九、六、二八	昭和六、一二、二八	昭和三、五、二三	大正一三、一二、二三	同	大正一三、一〇、七	同	同	同
昭和一二四、一〇、一六	昭和九、六、二一	同	昭和一二四、一〇、一六	右	昭和六、六、一二	同	同	右
目蒲電鐵に合併に付辭任	辭任後取締役に轉任	同	目蒲電鐵に合併に付辭任	辭任後取締役に轉任	死亡	辭任	辭任	辭任

第二節 新東横電鐵役員

目蒲、東横兩社が合併し、東京横濱電鐵株式會社と商號が變更された時の役員は取締役九名、監査役三名であつたが、昭和十六年十二月二十三日、社員中から新に五名の取締役が選任せられ現在（昭和十六年十二月末）役員は左の通りである。

取締役社長	五島慶太
専務取締役	篠原三千郎
常務取締役	丹羽武朝
常務取締役	小宮次郎
常務取締役	山本知太郎
取締役	中川正左
取締役	緒明太郎
取締役	武鶴次郎
取締役	伍堂卓雄
取締役	小林清雄
取締役	立花榮吉
取締役	鈴木幸七
取締役	三宮四郎

取締役	尾川武夫
常任監査役	澁澤秀雄
監査役	石川善太郎
監査役	渡邊利二郎

第三節 略歴

田園都市會社及目蒲、東横兩社役員の履歴記載は、前任者中の會社代表者にとどめることとしたが、澁澤子爵だけは本沿革史を飾るの光榮たるを思ひ特に頁を汚さしていただき、松浦由太郎氏も生前の勞苦に酬ゆる爲め附記してをくこととし、尙現在役員諸氏に就ては簡略ながら他日の爲め全部網羅する事とした。

一、現役員

取締役社長 五島慶太氏

氏は明治十五年四月十八日、長野縣小縣郡青木村の百姓小林菊右衛門の二男に生れ、絶家たりし五島家を再興する爲め改姓す。縣立松本中學校卒業後、上京し、高等師範學校を経て東京帝國大學法科、政治科を卒業したのが明治四十四年であつた。

農商務省を振り出しに官途に着いたのが明治四十四年七月で、同年十一月には文官高等試験に

合格し、間もなく大正二年五月に鐵道院に轉じた。在職五年にして、監督局總務課長に進んだのが大正八年一月であつた。當時わが東京横濱電鐵株式會社の前身たりし武藏電氣鐵道株式會社が經營者に適材なきため瀕死の状態に陥つて居た苦境を見、氏は心に決する所あり、時の鐵道次官石丸重美氏の推輓に依り郷男爵の懇望を容れ退官し、社長たりし同氏の傘下に身を投じ、常務取締役として就任したのが、實に大正九年五月であつた。爾來二十有餘年、わが東横電鐵をして今日の大をなすに至らしめた慘憺たる苦行の跡は、筆舌では盡せぬものがある。會社沿革史の全編悉く氏が奮闘と努力のあとを語るものと云ふべきである。

專務取締役 篠原三千郎氏

氏は明治十九年三月十六日、岐阜縣惠那郡東野村に生れ、舊姓鈴木を捨て篠原家を相續して改姓す。明治四十四年七月、東京帝國大學獨法科を卒業するや、數年間遞信省に在任したが、退官と同時に時計王の稱を以て知られた服部金太郎氏經營の同店に入り、大正六年三月、服部貿易株式會社社長に就任、且つ株式會社服部時計店の取締役となつた。大正九年から同十年に亘り海外を視察し歸朝、大正十年六月に田園都市株式會社取締役に、同年九月、目黒蒲田電鐵株式會社の設立せらるゝや取締役に就任した。

氏が電鐵界へ乗り出したのは、此時を以て始めとする。其後東京横濱電鐵株式會社が目黒蒲田

電鐵株式會社と姉妹關係を結ぶに當り、その取締役に就任したのが大正十三年十月であつた。

昭和三年五月に及び、右兩社の常務取締役に就任するや、穩健質實、よく専務取締役たりし五島慶太氏と相呼應し、社員部下の統御宜しきを得、且つ幾多の迂餘曲折の間にあつて些も動ずることなく實に今日の基礎を築き上げた功績者の一人として忘るべからざる特殊の存在人物である。昭和十四年十月、目蒲、東横兩社の併合するや専務取締役に昇進し今日に至る。

常務取締役 丹羽武朝氏

氏は明治十八年九月十八日、佐賀縣士族丹羽龍之介の長男として生れ、明治四十四年七月、東京帝國大學獨法科を卒業、文官高等試験に合格し、鐵道院副參事、參事官、鐵道書記官、大臣官房人事課長、名古屋鐵道局長等を経、昭和四年七月、鐵道省監督局長に任ぜらる。昭和六年十二月、退官と共にわが目蒲、東横兩電鐵株式會社の監査役に選任せられたのが、民間交通業へ進む始めであつた。鐵道省の高官として多年體驗せられた交通運輸事業中、特に自動車業に對しては全力を傾注し、現在常務取締役として繁忙なる重職に居られる。

常務取締役 小宮次郎氏

氏は佐々木加太郎の次男にして明治十三年十一月二十三日、福岡縣京都郡行橋町に生れ、後、

小宮親文の養子となる。明治三十八年七月、東京帝國大學工科大学を卒業し、更に大學院に籍を置くこと一ケ年にして退學し、土佐電氣鐵道會社及び伊那電車軌道會社の建設に従事す。同四十年四月、鐵道院に奉職し、碓氷峠の電化工事に従事し、同四十五年五月、工事完成するや直ちに同所新設の横川電氣事務所長となる。後東京鐵道管理局電氣課電力掛主任、工作課電力掛長を經、大正五年五月、鐵道事業研究の爲め一ケ年間米國へ留學す。歸朝後、鐵道院工作局電氣課に勤務し鐵道運輸規程改正調査員、電化調査委員、監察委員、官房臨時水力電氣課兼務等を命ぜらる。

同十年六月、名古屋鐵道局電氣課長、同十二年二月、東京鐵道局電氣課長を命ぜられ、同年九月、臨時震災救護事務局事務官（兼務）を被仰付、同年十一月、鐵道省電氣局電力課長、同十三年十二月、電氣局電化課長兼務を命ぜらる。同十五年十一月退官し、翌十二月、目蒲、東横兩社に奉職し爾來技師長として兩社の取締役、或は監査役に就任し更に進んで常務取締役となり今日に及ぶ。

常務取締役 山本 知太郎氏

氏は明治十五年四月二十四日、埼玉縣浦和に生れ、明治三十八年東京高等商業卒業後、三井銀行、服部時計店等に勤務し、昭和三年五月、目黒蒲田電鐵株式會社に入社した。

昭和九年、東横百貨店の新設せらるゝや、營業部長に拔擢せられ、精勵恪勤、年を追ふて業績

の向上を見るに及び、その功を認められ、昭和十一年十二月、取締役を選任せらるゝに至つた。延いて昭和十三年二月、常務取締役に進進し、今日に及ぶ。

取 締 役 中 川 正 左 氏

氏は明治十四年十月三日、奈良縣士族中川行保の二男に生れ、明治三十八年七月、東京帝國大學獨法科を卒業後、直ちに官界に投じ、大正七年十月、鐵道院運輸局長、大正十二年九月には鐵道次官に進んだ。

退官後は東京地下鐵道株式會社副社長に就任し、後、目黒蒲田電鐵株式會社及び東京横濱電鐵株式會社取締役を選任せられ、はじめてわが會社と縁を結ぶに至つたのが昭和四年六月であつた。昭和十一年十月二十二日には東横電鐵統制下にあつた玉川電鐵の取締役に就任し、昭和十四年十月には目蒲、東横兩社の併合せらるゝに當り、新たに取締役に選任せられた。

取 締 役 緒 明 太 郎 氏

田園都市創設以來、澁澤子爵の信任特に厚く、目黒蒲田電鐵、東京横濱電鐵兩社に隱然たる勢力を有してゐた緒明圭造翁の功績に對しては、稿を別にすべきであつたが、機を得ず物故せられ

たのは惜しみても餘りあるが、その嗣子として明治三十年六月七日、東京に生れたのが、現取締役緒明太郎氏である。氏は大正十年三月、慶應義塾を卒業後、常に家事に従ひ多忙極まる父君を援助しつゝあつたが、昭和十三年四月六日、その歿せらるゝや、家督を相續すると共に故人の後を承け、わが社の取締役就任したのである。

取 締 役 武 鶴 次 郎 氏

氏は明治二十二年六月六日宮城縣に生れ、大正四年、東京帝國大學法科を卒業、同六年、武和三郎の養子となり、昭和八年、家督を相續せられた。

昭和十四年十月十六日、わが社の取締役就任。尙、外に品川製作所社長、東洋電機製造、大山鋼索鐵道、伊勢原自動車各株式會社及び多數の取締役、或は監査役として實業界に活躍せられつつある。

取 締 役 伍 堂 卓 雄 氏

氏は明治十年九月二十三日、石川縣士族伍堂卓爾の長男として生れ、明治三十四年六月、東京帝國大學造兵科を卒業、直ちに海軍中技士に任ぜられ、累進して大正十五年、海軍造兵中將に任ぜらる。其の間、吳海軍工廠砲煩部長、廣島支廠航空機部長、吳海軍工廠製鋼部長を経て、十三年六

月、吳海軍工廠長に補せらる。海軍在官中歐米に出張すること前後四回、海軍兵器の改良完成に努め、斯界の權威者としてよく世の知る處である。昭和三年、聘せられて滿鐵に入り、滿鐵理事、昭和製鋼所社長として昭和十二年に及ぶ、其の間、昭和五年八月、工學博士の學位を受け、歐米に出張すること二回、同年二月、商工大臣兼鐵道大臣に任ぜられ、同年五月には貴族院議員に勅選せられた。同年六月、大臣を退いたが、昭和十四年八月には再び内閣に列し、農林大臣兼商工大臣に任ぜられ、同年十月、商工大臣として専任盡瘁せられた。昭和十五年一月退官後現在に及ぶ。氏が舊目黒蒲田電鐵株式會社の取締役に就任せられたのは昭和十三年六月であつたが、同年十二月には舊東京横濱電鐵株式會社の取締役として關係をもたるに至つた。

取締役 小林清雄氏

氏は明治十七年十一月十日、山口縣徳山市に生れ、明治四十年三月、慶應義塾大學豫科を修了、大正四年十月、鐵道院中部管理局に奉職し、昭和六年六月、鐵道省事務官に任ぜらるると共に辭し、わが社の傍系たる東横乗合自動車株式會社に入社し、昭和六年十一月には舊東横電鐵研究課長心得を命ぜられ、同年十二月、開發課の設けられるや、同課長心得兼務を命ぜられた。

延いて昭和九年六月、開發課長を、同年九月、自動車課長兼務を命ぜられ、昭和十三年十一月、部制の置かるるや總務部長兼同部兼業課長に進み、昭和十五年四月、支配人に榮轉した。この間

また幾多の傍係會社の役員を兼ね、細密なる頭腦を以てよく業務を處理統制し來り、昭和十六年十二月、取締役を選任せられた。

註、同氏は取締役就任後間もなき昭和十七年二月十六日、惜しくも病の爲め急逝した事を追記して置く。

取 締 役 立 花 榮 吉 氏

氏は宮崎縣人片桐久米吉の長男として明治廿年十月十一日出生、同卅三年、立花家を繼ぎ改姓した。明治四十一年、鐵道省教習所卒業、同四十二年十月、鐵道院仙臺運輸事務所勤務となり、昭和二年三月、鐵道省事務官に累進し、同年五月、官を辭して舊東横電鐵運輸課長に就任した。

以來同會社の傍系會社たる東京觀光自動車取締役社長、東京タクシー取締役、江ノ島電鐵常務取締役、(後社長に就任)東横運送取締役社長等を兼任、昭和十三年十一月、舊東横電鐵運輸部長に昇任した。その後更に、東京タクシー取締役社長、神中鐵道取締役、ジャパンモーター取締役社長、相模鐵道取締役等に就任。昭和十六年十月、東横電鐵自動車部長をも兼任し、同時に東京府貨物自動車事業組合理事となる等、繁劇なる社務を執掌しつゝよく東横社業の實績培養のため奮闘し、同年十二月には取締役を選任せられた。

取締役 鈴木幸七氏

氏は明治卅一年十二月十二日、栃木縣下都賀郡絹村に生れ、大正五年十月、岩倉鐵道學校を卒へ、同年十一月、鐵道院に奉職した。大正九年六月、武藏電鐵に入社したが同社の建設事業も一時停頓せる折柄、目蒲電鐵に轉じたのが大正十二年一月であつた。

此間、中央大學法學科に籍を置き大正十二年三月卒業、同年十月、舊東横電鐵工務課勤務となり精勵恪勤、大正十四年二月には同課設計係長となり、同十五年四月、技師に任命せられた。昭和六年十一月、工務課長に昇格し、同十二年十一月、部制の定めらるゝや工務部長に昇進した。

舊東横電鐵の不振不況時代よりよくその任を守り來つた堅忍努力のあとは報いられ、昭和十六年十二月、取締役に選任せらるゝに至つた。

取締役 三宮四郎氏

氏は明治三十年九月十四日、大分縣直入郡竹田町に生れ、大正十一年三月、慶應義塾大學理財科を卒業後同年十月、田園都市株式會社に入社、會計課勤務を命ぜられた。大正十一年九月、目黒蒲田電鐵株式會社の創立せらるゝや、翌十二年二月、同社經理課勤務となり、昭和四年十一月に至り會計課長に昇進し、同十三年十一月、部制の定めらるるに及び經理部長兼財務課長の要職

につき、次で同年十二月、交通統制研究委員會委員を命ぜられた。目蒲東横兩社合併後生來の謹嚴誠實なる人格はその手腕力量と相俟て認められ、昭和十六年十二月、取締役役に榮進した。

取 締 役 尾 川 武 夫 氏

氏は明治三十年十一月三日、廣島縣賀茂郡原村に生れ、大正十一年、慶應義塾大學理財科を卒業、直ちに廣島歩兵第十一聯隊に入隊、同十三年、除隊して玉川電氣鐵道株式會社に入社し、昭和五年、庶務課長、同八年、電燈課長に昇進したが、昭和十二年七月、支那事變勃發するや、勇躍征途に就き、征戰二年、大陸の野に武勳を残して歸還した。此間、玉川電鐵は舊東横電鐵に合併實施せられ、歸還後の昭和十四年六月、玉電時代に於ける氏の多年の勤勉努力のあとが認められて總務部次長兼庶務課長に拔擢された。昭和十五年四月には總務部長兼庶務課長、同年十月、東横教習所講師となり、精勵恪勤、遂に昭和十六年十二月取締役役に榮進した。

常 任 監 査 役 澁 澤 秀 雄 氏

氏は明治二十五年十月五日、故澁澤子爵の四男として生れ、大正六年三月、東京帝國大學佛法科を卒業後、子爵が主腦となり經營に着手した田園都市株式會社の囑を受け、大正八年八月、歐米に於ける田園都市視察の途に上つた。

歸朝後は同社の取締役就任し、新知識に依る田園都市經營を實施して克くその功を納むるを得た。目黒蒲田電鐵株式會社の設立せらるるや、取締役就任し、大正十三年十月には姉妹會社となつた舊東京横濱電鐵株式會社の取締役にも選任せられ、昭和三年五月には兩社の監査役に轉じ、社務愈多忙を極むるに至るや、昭和四年十二月以降は常任監査役として盡瘁せらるる事となり今日に及んでゐる。氏の履歴を見るに、殆んど東横、目蒲兩電鐵會社が中心をなしてゐる事は、五島社長、篠原専務と軌を同じうしてゐるだけ、當社にとり重要な人物として特記しておく。

監査役 石川善太郎氏

氏は文久三年七月廿一日、島根縣大原郡大東町に生れ、明治三十五年、第一生命保險相互會社に入り、曩に副支配人であつた。

大正十一年九月二日、目黒蒲田電鐵株式會社監査役に就任し、昭和十四年十月十五日、東京横濱電鐵株式會社と合併し稱號變更と共に、引續き今日に及ぶ。

監査役 渡邊利二郎氏

氏は明治二十年七月十一日、渡邊福三郎の二男として横濱市に生れ、大正三年、東京帝國大學經濟科を卒業し、當社の監査役に就任したのは大正十三年十二月で、今日に及ぶ。曩に縣參事會

員、横濱商工會議所常議員、横濱社會館長であつた。現在に於ては當社役員の外に渡邊同族株式會社社長、日本研磨砥石株式會社社長、其他幾多の會社の役員として實業界に活躍しつゝある外横濱駐在波蘭共和國名譽領事である。

因に妻女壽子の方は、わが社前社長たりし伯爵廣澤金次郎氏の長女である。

二、前任役員（相談役、會長、社長）

故子爵 澁澤榮一翁（田園都市會社相談役）

子爵の閱歷をこゝに事新らしく縷述するなど全く要なきまでに顯著の存在であつた事は「實業王」の三字を以て盡くると思ふが、極めて簡略にその荒筋だけを記してをく。

子爵は天保十一年二月十三日、武藏國榛澤郡血洗島（現今の埼玉縣大里郡八基村）に生れ、七歳の頃から儒學を尾高惇忠に、十二歳から劔法を澁澤新三郎に學び、幕末の風雲に乘じ、出府して一橋家に仕へ軍制財政を刷新した。徳川慶喜公將軍職に就かるや、幕臣に轉じ、慶應年間に渡歐して各國の文化を親略し、明治三年歸朝した。王政復古後の政府に於ても、非凡なるその才幹を認めて大いに登用する處あり、大藏省出仕を振出しに新たなる諸制度、會計法等の調査の爲め盡瘁せられたが、明治六年に至り、時の人々と意見の不一致を見、大藏卿井上馨氏等と連袂辭任して野に下つた。爾來六十有餘年實業界に身を投じ、その向上發展に残された足跡は山積の書

に編むべく、明治卅三年、その勳功に依り男爵を授けられ、次で大正九年子爵に陞爵せられた。功成り名遂げての晩年は實業界の第一線から引退し、裏面の人として尙國家に貢献せられつゝ、あつたが、昭和六年十一月十一日、九十有二歳の高齢を以て、酬いられた努力と光榮の生涯を終はられた。

故 中 野 武 營 氏 (田園都市會社々長)

氏は讃岐の産。嘉永元年に生る。明治維新となるや、香川縣に出仕し、後、農商務省の官吏となり、明治十四年、開拓使官有物拂下問題に關し、大隈重信、河野敏鎌等と共に官職を退き立憲改進黨創立に力を致し、愛媛縣會議長として活躍した。實業界に於ては、東京株式取引所副頭取、同理事長、關西鐵道會社長等に就任してその重きをなし、明治卅八年には東京商業會議所會頭となり、大正三年には東京市會議長となつた。代議士に當選すること八回、田園都市株式會社の創立せらるゝや、取締役社長に當選就任したが、在任半歳ならずして歿した。行年七十一。

故 竹 田 政 智 氏 (田園都市會社專務取締役)
(目蒲電鐵會社々長)

氏は慶應二年一月十四日、東京に生れ、農商務省勤務を振り出しに大日本人造肥料株式會社專務取締役から社長に昇任し、傍ら二三他社の役員を兼ねて居た。澁澤子爵が田園都市を計畫せら

るゝに當り、その股肱となつて活躍し、専務取締役としてよく社務を統帥し、その成果を得るに貢献する所大であつた。目黒蒲田電鐵株式會社の設立せらるるや、取締役社長に就任したが、昭和四年六月六日病の爲め歿した。

故 市 原 求 氏

(田園都市會社々々長)
(目蒲電鐵會社々々長)

氏は安政四年一月十七日、京橋區本湊町に生れ、先代市原求の遺業たるポンプの製造販賣を繼承し斯界に聲名を馳せた。明治卅四年五月二十日、選ばれて市會議員となり、區政市政の爲め盡すところ厚く、又、傍ら株式會社豊國銀行を起して財界にも重きをなした。

田園都市株式會社の創立せらるるに當り、澁澤子爵の傘下に入り監査役に就任、大正十二年六月二十七日、専務取締役竹田政智氏辭任の後を享けて取締役社長に就任、益々社業をして完成せしめた。

昭和二年三月廿日、在任中芝區高輪南町五三の自邸に於て歿した。行年七十一。

故 岡 田 治 衛 武 氏 (武藏電鐵社長)

氏は安政六年十二月二十日、山口縣美禰郡伊佐町に生れた。明治十九年上京して日本郵船會社に入社し、同二十二年には汽船共榮會社々々長となり、次で大日本製藥株式會社専務取締役、眞宗

信徒生命保險會社長、徴兵保險株式會社長、東京電氣鐵道株式會社社長に歴任し、明治四十三年六月二十二日、武藏電氣鐵道株式會社の創立と共に選ばれて社長に就任した。

氏の手腕は經營者としてよりもむしろ起業家として認め得らるゝことは、前記諸會社の創始を見て明かである。武藏電氣鐵道株式會社の起業を計畫し、建設期に入つてから、財界不振に因るとは云へ、誰人もが一度は遭遇すべき常套の資金難には如何とも施す術も盡き、工事の遅延滞は引いて監督官廳の不信を招來して特許路線の失効をさへ餘儀なくせられ、苦肉の策は輕便鐵道に依る再出願となり、聊か活路を得たものの、不幸更生の途を開く能はず、遂に大正八年十二月、茲に創立滿十ケ年にして權利を郷誠之助男等に委讓するの止むなきに立ち至つたのである。昭和四年十一月十五日、七十五歳を以て長逝した。

故伯爵 廣澤金次郎氏（武藏電鐵社長）

氏は明治維新の元勳の一人、參議廣澤眞臣の長男として、明治四年七月十三日、東京市麴町區富士見町に生れた。慶應義塾幼稚舎を経、東洋英和學校を卒業後、英國劍橋大學に學び、歸朝後は總理大臣秘書官、貴族院議員、スペイン特命全權公使等の官職に在り、民間實業界關係としては三井物産株式會社、朝鮮煙草株式會社、東武鐵道株式會社、株式會社日本製鋼所等で、わが武藏

電氣鐵道株式會社々長に就任したのは、明治四十四年七月三日であつたが、昭和三年七月十三日病の爲め長逝した。因に長男眞吾氏は海軍造兵機關の高官に在任。令嬢は當社監査役たる渡邊利二郎氏の令夫人である。

故 男 爵 郷 誠 之 助 氏 (武藏電鐵取締役會長)

大正八年十二月末、岡田治衛武氏に代り取締役會長に就任した。氏は慶應元年一月八日、男爵郷純造の二男として生れ、明治十七年、海外に遊學してハイデルベルヒ大學に經濟學を專攻し、同廿三年、ドクトル、オブ、フィロソフイーの學位を得、歸朝後、明治四十三年襲爵被仰付、同四十四年に貴族院議員となり、爾來財界の巨星として重きをなし、昭和十二年十二月には内閣參議を仰付けられた。此間東京株式取引所理事長、同會長、日本商工、東京商工各會議所會頭を初め、全國産業團體聯合會會長、日本經濟聯盟會長、日本銀行參與、東京電燈株式會社取締役會長等の他幾多の銀行會社の役員となり、昭和十七年一月十九日、腸疾患に肺炎を併發して長逝した。享年七十八。

顧るに氏が武藏電鐵への入社は、事業の更生並に社務刷新に必然伴ふべき資金融通の機關たる事が重要な役割であつた。

前岡田社長時代の行き詰つた一切が氏の就任と共に截然として解決せられ、爲めに武藏電鐵第

二期の建設事業は、ここにその光明を見ることを得、新生の意氣を以て進んで行くことが出来た。現社長五島慶太氏がそもそも當社に縁を結ぶに至つたのは、即ち氏が取締役會長に就任の翌年、即ち大正九年五月末であつた。しかし幾多難關の重疊せる建設途上にあつて、世界大戦終熄後のわが財界の一大パニック及び帝都大震災等の打撃は、直接間接に事業遂行の上に少なからぬ暗影を投じた。かかる事情の裡に氏は大正十三年十月七日、在職僅か五ヶ年にして辭任せられたのであるが、これは當時のわが國財界が如何に混亂してゐたかを雄辯に物語るものであり、また止む能はざる進退であつたと云はねばならぬ。

矢野恒太氏

(田園都市會社社長
目蒲、舊東横兩社々長)

男爵郷誠之助氏の會長辭任の後を承けて、社長に就任したのが矢野恒太氏である、建設途上にあつた事業を繼續すべき資金の調達から増資が斷行され、第三期の更新時代に入り社名も東京横濱電鐵株式會社と變更し、茲にゆるぎなき今日の基礎が確立した。

氏は慶應元年十二月二日、岡山縣に生れ、父を三益と稱しその長男であつた。明治二十二年第 三 中學校醫學部卒業後、日本生命保險醫、同二十七年共濟(安田系)生命保險支配人となり、同社の爲め同二十八年、生命保險業視察の目的を以て歐米各國を歴遊し同三十年歸朝した。翌三十一年、農商務省及び法典調査會に入り、同三十三年保險課長兼內閣統計局審査官仰せ付けられた。

明治三十五年、官を退き第一生命保險相互會社を創立してその社長となつた。炯眼恰も炬の如き氏が、舊東横電鐵の將來に望を囑し、社長に就任するや、堅實そのものの權化と思はるゝ迄周到なる用意の下に社務を統制し、斯業の先達小林一三氏を顧問に招聘して遂に難中の難事たる建設事業を完成せしめ、且つ目出度く開業の日を迎ふるに至つた。

事業が愈々經營期に入り、遲緩なき氏獨特の方針に基きて逐日社運の隆盛を來すに至るや、一切を擧げてその女房役たりし五島慶太氏に委ね、恰も巨鯨の冲を指して去るが如く、颯爽として社長の任を退いたのが昭和三年五月七日であつた。

故 松 浦 由 太 郎 氏 (目蒲、舊東横電鐵常務取締役)

氏は明治二十三年一月八日、静岡縣沼津市に生れ、沼津商業學校卒業後、帝國鐵道廳經理部に勤務し、明治四十三年、鐵道院書記となつた。大正九年六月、官を辭して武藏電鐵に入り、目蒲電鐵の創立せらるゝや、大正十一年十二月、庶務課長兼會計課長を命ぜられ、以來累進して同十五年三月、目蒲、東横兩社の支配人兼會計課長となつた。昭和四年、傍系會社たる東横タクシー外數會社の取締役、監査役に就任、昭和十年一月には東横百貨店部次長の要職に就き、其後更に傍系會社たる大正自動車、中仙道乗合、玉川電鐵等の取締役を兼ねて居たが、昭和十一年十二月、目蒲、東横兩社の取締役に昇進した。以後引續き本社に重役たると共に多數支配會社の役員とな

り縦横の才腕を振つてゐたが、昭和十三年十月二十九日、惜しくも病没した。顧るに現五島社長が武藏電鐵經營に乗り出すと共に氏も行を共にし、その股肱となりて多年克く精勵恪勤し、不斷の努力は東横電鐵今日の大をなすに與つて力あるものであつた。

第三章 重役會及職制

第一節 重役會規程

本規程は大正十三年十月一日、目蒲電鐵の作成したものを、大正十三年十一月十五日、直接舊東横電鐵にも適用したのである。會社經營に關する最高諮詢機關であるから左にその條項を記載する。

- 第一條 重役會ハ取締役、監査役及相談役ノ全員ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第二條 重役會ハ毎月之ヲ開ク但臨時緊急ヲ要スル場合ハ取締役社長ニ於テ隨時之ヲ招集ス
- 第三條 重役會ノ議長ハ取締役社長之ニ任ス取締役社長事故アル時ハ他ノ取締役之ニ代ル
- 第四條 左ノ事項ハ重役會ノ決議ヲ經ヘキモノトス
 - 一、重要ナル規則ノ制定及改廢ニ關スル件
 - 二、株主總會ニ關スル件
 - 三、株金及社債金ノ拂込並ニ借入金ニ關スル件
 - 四、建設費及營業收支ノ豫算及決算ニ關スル件
 - 五、重要ナル契約ニ關スル件

六、重要ナル顧問ニ關スル件

七、訴訟及和解ニ關スル件

八、旅客及貨物ノ賃金制定ニ關スル件

九、線路ノ新設延長及其改廢ニ關スル件

一〇、相談役顧問ノ招聘及高級社員ノ任免ニ關スル件

一一、其ノ他取締役社長ニ於テ必要ト認ムル事項

第五條 前條ノ各項ニシテ緊急ヲ要スル場合重役會ヲ招集スルノ暇ナキ時ハ取締役社長之ヲ

處理シ次回重役會ノ承認ヲ求ムヘキモノトス

第六條 重役會ノ決議事項ハ決議録ニ記載シ出席重役ノ全員之ニ調印スルモノトス

第二節 職制

一、職制の變遷

目蒲電鐵にあつては、大正十二年二月二日の重役會で社則を制定し、同月十三日から實施したが大正十三年十月一日、更に改正施行に及んだものが基礎となり、幾度かの改廢を経て今日に及んで居る。

舊東横電鐵にあつては、武藏電鐵時代大正元年八月二日に制定されたものの、實質的に運用す

る迄に至らず、「營業課」なども空名のままに終つてしまつてゐたので、大正十二年にはこれを廢して電氣課を設け、ほかに庶務、倉庫、工務、會計、地所を併せ六課であつた。職員は支配人、技師長、主事、技師、書記、技手、雇等であつた。

大正十三年に入り、目蒲系の支配下に屬するに及び大體その社則を準用し、開業期の大正十五年に新たに「運輸課」が設置せられ、職員の中「雇」を雇員と改稱、更に「傭員」及び「囑託」が置かれた。

目蒲東横兩社竝立飛躍時代期に入らうとした昭和六年の改正には、新たに兩社通用の開発課、研究課、田園都市部を設け、從來の倉庫課、會計課を合して經理課とした。即ち一部七課と増大してここに部制の端をひらくに至つたのである。

昭和九年の改正は、東横百貨店の開業に依り新たに百貨店部及び監察課を置き、田園都市部を課名に變へた。職名は従前通りである。(百貨店部に就ては別編に詳記す)

昭和十一年に入り、東横電鐵は東横乗合株式會社の合併に基き自動車課の新設を見、更にこれより先き教育保健課を新たに設けたので一部九課となつた。

昭和十二年には玉川電鐵の事務統制に依る電燈課の新設、日蒲電鐵が目蒲乗合の營業讓受等に依る自動車經營事業の進展と確立の爲め、課を部制に改め、且つ重役直屬の社務運行の爲め秘書課を設け、社長制を復活し、五島慶太氏は社長に、篠原三千郎氏は専務に各昇任し、その統制の

下に二部十一課となり、職員には在來の支配人、技師長、主事、技師、書記、技手、雇員、傭人の外、百貨店部に正店員、準店員等が追加された。

昭和十三年の改正は、一期と二期とに分けておく必要がある。一期は即ち東横電鐵の玉川電鐵合併と共に玉川運輸課を設け二部十二課制となつた。

二期は昭和十三年十一月の改正で、前支配人松浦由太郎氏が常務取締役昇任し、一時支配人を廢したが、同氏物故後、組織を部制に變更し八部四十課となつた。

昭和十五年二月（目蒲、東横合併後）の改正は支配人制を復活して小林清雄氏が昇進し、監察課を秘書課と共に重役直屬とした。

昭和十五年九月二十八日、新に技術研究所を置き、二課一係を設け、昭和十六年一月の改正では、事業部を新設して課を増設し且つ重役直屬の調査室を置き現在に及んでゐる。

二、現行職制

職制

第一條 取締役社長ハ本會社ノ事業ヲ總理シ職員ヲ統督シ、會社ヲ代表シテ其業務ヲ執行ス

第二條 専務取締役及常務取締役ハ取締役社長ヲ補佐シテ本會社ノ業務ヲ掌理ス

取締役社長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ常任取締役ノ分掌業務ヲ定ムルコトアル
ヘシ

第三條

本會社ニ於テ左ノ職員ヲ置ク

支配人、主事、技師

書記、技手、正店員

準店員、雇員、傭員

第四條

本會社ノ業務組織及分掌事項ハ別表ニ依ル

第五條

部、課及係ニ長ヲ置キ事務ノ都合ニ依リ、部ニ次長、課ニ副長ヲ置クコトヲ得

部長及次長ハ主事又ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ、但シ特ニ必要アルトキハ取締役ニ部長ヲ依囑スルコトヲ得

課長ハ主事又ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ、但シ百貨店部ニ於テハ正店員ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第六條

副長及係長ハ主事、書記又ハ正店員、技師又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ

支配人ハ取締役社長、專務取締役及常務取締役ノ命ヲ承ケ一切ノ社務ヲ統轄掌理シ部下ヲ指揮監督ス

部長及次長ハ各上長ノ命ヲ承ケ主管事務ヲ掌理ス

課長、副長及係長ハ各上長ノ命ヲ承ケ主管事務ヲ分掌ス

係員ハ各上長ノ命ヲ承ケ所屬ノ事務ニ従事ス

職員移

身分	年次		大正12		1 3		1 4		1 5		昭和2		3		4		5		6		
	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	
支配人	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
主事	2	2	2	3	4	4	6	6	4	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4
技師	3	2	2	1	3	3	1	3	3	4	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
書記	5	4	7	9	8	8	5	7	13	16	21	15	13	13	13	13	13	13	13	14	14
技手	6	5	5	5	8	7	4	8	7	7	6	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1
雇員	12	17	17	24	30	37	27	37	46	43	41	26	34	31	28	28	29	29	29	29	29
備人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	18	8	8	7	7	7	5	5	5	5
屬託(其他)	4 (4)	4 (5)	5 (7)	4 (8)	4 (11)	6 (9)	10 (4)	12 (5)	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸係員	45	71	99	122	137	154	223	236	257	313	309	301	297	293	300	309	307	306	306	306	306
保線係員	52	52	54	61	76	81	49	49	42	55	62	64	85	89	99	99	113	111	111	111	111
電氣係員	—	—	—	—	—	—	23	22	25	26	25	25	24	24	24	22	23	22	22	22	22
田園都市係員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24	25	25	27	27	27	26	26	26	26
ゴルフコース係員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	5	5	5	5
自動車係員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	38	42	40	41	42	42	42
計	133	162	198	237	281	309	353	386	409	479	489	471	494	528	547	552	568	566	566	566	566

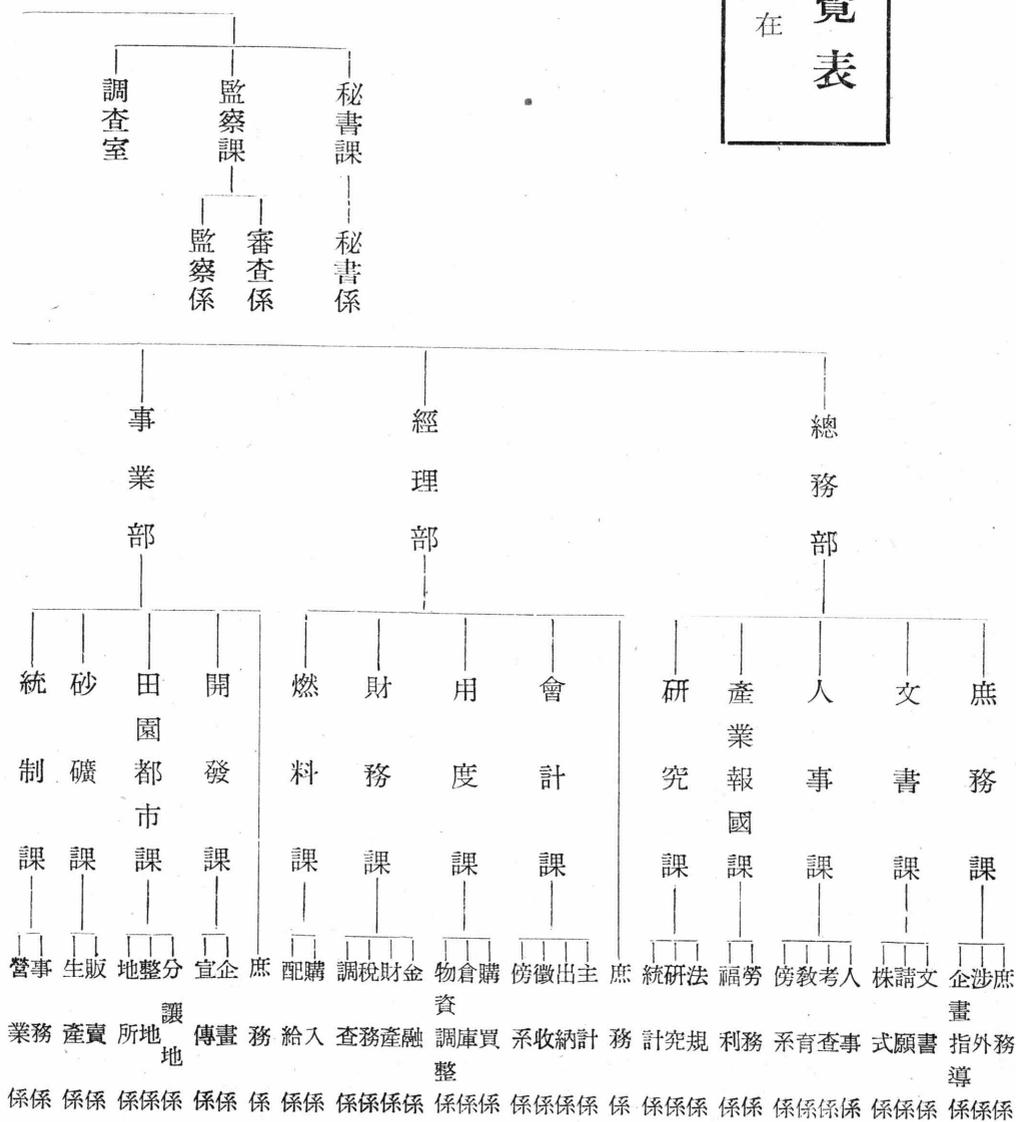
動數表 (日蒲電鐵)

7		8		9		1 0		1 1		1 2		1 3		1 4		1 5		1 6	
上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	—	—	—	1	1	1	1
4	3	3	3	3	3	3	4	4	5	5	8	9	10	14	41	46	54	53	56
—	1	1	1	1	3	2	3	3	3	4	3	3	3	7	19	20	22	27	28
23	23	23	22	22	42	42	36	36	40	43	45	38	38	87	278	324	337	366	4.0
1	2	4	2	2	4	5	4	3	3	3	3	2	1	18	82	89	99	102	113
24	22	20	25	27	42	45	51	49	57	59	82	74	91	755	2451	2559	2926	2892	2964
5	6	7	8	9	14	17	19	21	25	27	63	28	33	655	1931	1996	1855	1715	1838
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
303	308	309	310	308	446	455	471	480	477	492	518	556	585	—	—	—	—	—	—
114	117	122	128	132	171	185	196	190	191	200	210	224	231	—	—	—	—	—	—
21	20	21	24	24	52	52	54	54	56	58	58	55	60	—	—	—	—	—	—
27	26	27	23	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	16	16	16	16	16	14	17	16	16	17	13	14	16	—	—	—	—	—	—
42	48	48	—	—	104	112	109	122	121	118	275	488	476	—	—	—	—	—	—
578	593	602	563	567	898	933	965	979	995	1027	1279	1492	1544	1536	4802	5035	5294	5156	5410

(部制ニ改正)
(舊東横合併、社名改稱)

業務組織一覽表

昭和十六年末現在



取締役社長

常務取締役

支配人

